

避難されている皆さまの生活再建にむけて

～平成28年度の支援の取組～

福島県では、避難されている皆さまが今後の生活の見通しを立て、ふるさとへの帰還や避難先・帰還先での生活再建が果たせるよう、皆さま一人一人の事情に寄り添った支援を行ってまいります。

今回は、避難されている皆さまの住まいの支援、相談・交流の支援、就職・事業再開支援などに関する県の新年度事業をご紹介します。

皆さまの
安定した生活を
目指しています！
ぜひご利用
ください！



住まいの支援

応急仮設住宅(仮設・借上げ住宅)の供与期間について

東日本大震災に係る応急仮設住宅の供与期間については、平成29年3月末まで延長いたしました。平成29年4月以降については、被災時にお住まいだった市町村により取扱いが異なります。

1 避難指示区域(平成27年6月15日時点)から避難されている方

平成29年4月以降の供与期間については、今後判断します。取扱いが決まり次第、改めて皆さまにお知らせいたします。

榎葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村、南相馬市の一部、川俣町の一部、川内村の一部

このうち、**避難指示区域以外から避難されている方**への支援策として、①移転費用の支援、②民間賃貸住宅家賃への支援、③公的住宅の提供支援を実施します。

2 避難指示区域以外(平成27年6月15日時点)から避難されている方

災害救助法に基づく応急仮設住宅の供与は、平成29年3月末をもって終了となります。

※自宅が地震・津波による被害を受け、災害公営住宅や土地区画整理事業等の進捗状況により、移転先の住宅の整備が完了しない世帯につきましては、個別に延長(特定延長)することとしております。詳細については、別途お知らせいたします。

申請手続き・必要書類については、相談ダイヤルまたは県WEBサイトにてご確認ください。

補助額	県外からの移転	10万円(5万円)
※()内は単身世帯の額	県内からの移転	5万円(3万円)

- 申請期限**
- ①避難元市町村への応急仮設住宅退去等確認書(第2号様式)の提出期限
自宅等への移転完了日から3か月を経過した日の属する月の15日
 - ②県への補助金申請期限(期限日までの消印有効)
自宅等への移転完了日から3か月を経過した日の属する月の末日

申請手続き・必要書類については、相談ダイヤルまたは県WEBサイトにてご確認ください。

福島県 移転支援

① 移転費用の支援

帰還される方向け

応急仮設住宅等に入居していた方が、県内の自宅等へ移転するのを支援するため、「福島県ふるさと住宅移転(引越し)補助金」を交付しています。

県内外の応急仮設住宅等から、県内(県内避難世帯は避難元市町村)の自宅等へ移転した世帯。

避難指示区域(平成27年10月1日時点)からの避難世帯、市町村で実施している移転費用の補助を含む事業の対象世帯については対象外となります。

※平成29年3月31日までに完了する自宅等への移転が補助対象となります。

② 民間賃貸住宅家賃への支援

避難を継続される方向け

応急仮設住宅等に避難している世帯のうち、以下の収入要件を満たし、応急仮設住宅等の供与期間終了後も民間賃貸住宅で避難生活を継続することが必要な世帯を対象として、家賃の一部を補助します。

なお、現在、福島県内で避難している場合には、上記の条件を満たす妊婦・子ども世帯を対象とします。

※避難指示区域からの避難世帯、被災者生活再建支援金の対象世帯、原子力損害賠償(住居確保損害)の対象となる世帯など他制度による支援がある世帯は対象外となります。

※一定条件のもとで、現在居住している都道府県内(県内は避難先の市町村内)で転居する世帯も対象とします(例:手狭、通院・通学、家賃が低廉な住宅への転居など)。

収入要件 次の計算式で算出された金額が158,000円を上回らないこと。

$$\text{基準額} = \frac{\text{世帯全員の年間所得の合計} - (38\text{万円} \times \text{同居者数})}{12\text{か月}} \leq 158,000\text{円}$$

「所得」とは、所得税法の例に準じて算定された所得金額をいい、総収入金額から控除額(必要経費)を差し引いた後の金額です。

事業実施期間	平成29年4月から2年間 なお、円滑な住宅確保のため、最大3か月間(平成29年1～3月)の補助の開始時期の前倒しを可能とします。
前倒しありの場合	平成28年12月まで 平成29年1～3月 平成29年4月～平成30年3月 平成30年4月～平成31年3月
前倒しなしの場合	前倒し可能 補助期間 2年3か月(最大)
補助率	1年目 家賃の2分の1(一月あたり最大3万円) 2年目 家賃の3分の1(一月あたり最大2万円)

○初期費用の負担軽減のため、定額10万円の補助を上乗せします。
○母子避難など二重生活世帯については、世帯全員の所得を2分の1として取扱い、収入要件を緩和します。

※申請の受付開始時期については、今後決まり次第お知らせします。

福島県 民間賃貸住宅家賃への支援

③ 公的住宅の提供支援

応急仮設住宅等からの退去後、住宅確保が困難な世帯に対し、公営住宅等への優先的な入居や、空き住戸の活用による支援を行います。 ※いずれも有償での入居となります。

福島県県営住宅

県内に居住する方向け・帰還される方向け

- 子ども・被災者支援法に基づく支援対象避難者について、優先入居を実施しています(平成26年10月1日から実施)。
- 今後、当該支援対象避難者のうち応急仮設住宅等の入居者を対象に新たな優先枠を設け、中通りの住宅を中心に170戸程度を提供する予定です。

雇用促進住宅

避難を継続される方向け

- 東日本の一部の空き住戸について、新たな入居先として募集し、平成31年3月まで入居可能となります。

UR賃貸住宅

避難を継続される方向け

- 県外で避難生活を継続することが必要な世帯向けに、UR賃貸住宅の入居資格を緩和します。なお、UR賃貸住宅は、福島県が実施する「民間賃貸住宅家賃への支援」(上記②)を受けることができます。

上記「応急仮設住宅(仮設・借上げ住宅)の供与期間について」、「①移転費用の支援」、「②民間賃貸住宅家賃への支援」、「③公的住宅の提供支援」については、下記相談ダイヤルまでお問い合わせください。

☎ 福島県 被災者のくらし再建相談ダイヤル ☎ 0120-303-059 受付時間 午前9時～午後5時(月～金曜日(祝日・年末年始を除く))

避難者の相談・交流

全国に相談拠点を設置します

福島県では、平成28年度から、県外避難者が避難先で直接相談できる「生活再建支援拠点」を全国20か所程度に設置します。帰還や生活再建に向けての相談や、必要な情報提供のための相談会・交流会等を行います。設置箇所等の詳細が決まり次第、改めてお知らせします。

避難者支援団体の活動内容の充実を図ります

福島県では、県外避難者が避難先で安心して暮らし、将来的に帰還や生活再建につながるよう、避難者支援団体が行う支援活動の経費を補助しています。

補助の対象 避難者の相談対応、見守り、戸別訪問、交流の場の提供、福島県の現状を知るためのツアーなど、避難者のニーズに応じた支援活動

平成28年度から追加する補助対象

- 広域的な支援団体による支援活動(1団体あたり上限1千万円)
- 県内における、県外避難者と県民や県内支援団体等との交流会(開催経費及び避難者の旅費)
- 帰還者が福島県の現状等を話す県外での交流会(開催経費及び帰還者の旅費) など

※補助事業の詳細、申請期限等については避難者支援課WEBサイトをご覧ください。

☎ 福島県 避難者支援課 ☎ 024-523-4157

生活支援相談員・復興支援員等の設置

応急仮設住宅や借上げ住宅等の戸別訪問による避難者の見守り・相談対応を、今後も充実させていきます。

県内 「生活支援相談員」による訪問活動を行っています。復興公営住宅入居者のコミュニティづくりを担う「コミュニティ交流員」とも連携し、きめ細かに支援します。

県外 「復興支援員」を近隣県や関東圏に設置し、戸別訪問・相談対応を行っています。

設置先 山形県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県

☎ 福島県庁 社会福祉課 ☎ 024-521-7322(生活支援相談員)
 福島県庁 避難者支援課 ☎ 024-523-4157(復興支援員)
 福島県庁 生活拠点課 ☎ 024-521-8617(コミュニティ交流員)

故郷とあなたをつなぐ情報紙



今が分かる

新聞

今が分かる

ふくしまの

vol. 42

2016年3月30日

発行: 福島県庁 避難者支援課 ☎ 024-523-4157

※この広報紙は「クウェート救援金」を財源の一部として発行しています。

ふくしまの四季

～夏井千本桜(小野町)～



春

住宅の再建・改修等の支援

県内で住宅を再建する方向け

工務店探し等を支援

住宅の改修や建替を希望する方に工務店や設計者を紹介します。また、宅地をお探しの方に不動産業者を紹介します。

☎ 福島県地域型復興住宅推進協議会 ☎ 024-521-4033

福島県住宅マッチング

空き家活用を支援

県内の空き家を購入または賃借し、自ら居住するために行うリフォーム費用等を補助します。

☎ 福島県庁 建築指導課 ☎ 024-521-7528

福島県空き家ふるさと

木の家づくりを支援

県産木材を活用して木造住宅を建てた方に県産品等と交換可能なポイントを交付します。

☎ 福島県木材協同組合連合会 ☎ 024-523-3307

福島県森と住まい

住宅の耐震化を支援

木造住宅の耐震診断や耐震改修費用を補助します。

☎ 福島県庁 建築指導課 ☎ 024-521-7528

または各市町村住宅担当窓口

福島県木造住宅耐震化

住宅の二重ローン返済の支援

東日本大震災により半壊以上の被害を受けた住宅にローンが500万円以上残っていた方が、福島県内で住宅を購入・建設または建物の修繕のために新たに資金を500万円以上借り入れた(または借り増した)場合、既存の住宅ローン5年分の利子相当額(最大140万円)を一括補助します。

☎ ●福島県被災者住宅相談窓口 ☎ 024-521-7698

●福島県庁 建築指導課分室 ☎ 024-521-5764

福島県二重ローン

復興公営住宅の整備

福島県では、原子力災害により避難指示を受けている方が入居できる復興公営住宅の整備を進めています。

今年6月頃に第5期募集を予定しており、新規の募集はこれが最終回となります。

なお、空き住戸の募集も行っており、随時お知らせしてまいります。

☎ 福島県復興公営住宅入居支援センター ☎ 024-522-3320

復興公営住宅 入居

就職・事業再開支援

ふくしま就職応援事業

東京都内と福島市内に設置している「ふるさと福島就職情報センター」において、専門の相談員による、きめ細かな就職相談や職業紹介、首都圏等に避難されている方への巡回就職相談などを実施します。

	住 所	電話番号	利用時間
東京窓口	東京都千代田区有楽町2-10-1 東京交通会館5階	03-3214-9009	火～日曜日 午前10時～午後6時 (祝日・年末年始・お盆を除く)
福島窓口	福島市三河南町1-20 コラッセふくしま2階	024-525-0047	月～土曜日 午前10時～午後7時 (祝日・年末年始を除く)

※また、県内6か所に「ふくしま生活再建支援センター(仮称)」を設置し、被災者の生活・就労相談や、県内外の仮設住宅・借上げ住宅等への巡回相談などの生活再建支援を実施する予定です(詳細はWEBサイト等でお知らせします)。

問 福島県庁 雇用労政課 ☎024-521-7290

県外から相双地域等に介護職員として就職する方を募集しています

福島県の相双地域等(※)の介護保険施設等に介護職員として就職する方を募集しています。就職が内定した方には、資格取得費用や就職準備金を貸与します(無利子・返還免除あり)。介護保険施設等が、他の市町村で事業継続している場合も貸付対象となります。

※相双地域等:相馬市・南相馬市・広野町・楡葉町・富岡町・川内村・大熊町・双葉町・浪江町・葛尾村・新地町・飯館村・いわき市・田村市

貸付金額 1 資格取得費用(介護職員初任者研修等) 15万円以内 2 就職準備金(住宅資金等) 30万円

※詳細は、福島県社会福祉協議会のWEBサイトにてご確認ください。

福島県社会福祉協議会

問 社会福祉法人 福島県社会福祉協議会 人材研修課 ☎024-526-0045



原子力災害被災事業者事業再開等支援事業

福島県では、震災発生時に原子力被災12市町村内で事業を行っていた中小企業の方が、事業再開や市場調査、新商品開発等を行うための費用の一部を補助する制度を、平成28年度から実施します。詳しくは、4月に公表予定の公募要項をご覧ください。

補助率	① 12市町村内で事業を行う場合	3/4
	② 12市町村以外で事業を再開する場合	1/3(休業中の方に限る)
限度額	1,000万円×補助率 (①の場合において市町村の復興計画等に沿っていると認められたものは3,000万円×補助率)	

問 福島県庁 経営金融課 ☎024-521-7291



福島県営農再開支援事業

福島県では、原子力発電所事故の影響により、農産物生産の一時的な休止を余儀なくされた避難区域等において、営農再開に向けた一連の取組を支援しています。

補助対象:市町村、JA、農業者団体等
補助率:定額、1/2以内等

避難区域等を対象とした支援

- 除染後農地等の保全管理
- 鳥獣被害防止緊急対策
- 営農再開に向けた作付実証
- 避難からすぐに帰還しない農家の農地を管理耕作する者への支援 など

特認事業

- 表土剥ぎによる除染後に客土した農地の地力回復対策
- 稲作生産環境再生対策
- 「タラノメ」生産再開支援 など

福島県内を対象とした支援

- 放射性物質の吸収抑制対策 など

問 福島県庁 農林企画課 ☎024-521-7319



子育て・教育の支援

子どもがふみだす ふくしま復興体験応援事業

子どもたちが主体となり、避難者との交流活動やふくしまの復興を県内外に発信するなどの社会体験活動に関する補助事業を、平成28年度も行います。28年度の事業の詳細については、WEBサイト等で随時お知らせしてまいります。



平成27年度の実施例
 県立埼玉工業高校和太鼓部
 郡山市立桃見台小学校

問 教育庁 社会教育課 ☎024-521-7799

ふくしま結婚・子育て応援センターの取組

- 顔の見える身近な相談相手である「世話やき人」の活動により、結婚から子育てまでを地域で支援します。
- 結婚から子育てまでの様々な情報を提供します。
- 結婚を望む方々への応援講座や交流会・交流イベントなどを実施します。

問 ふくしま結婚・子育て応援センター ☎024-544-0070 または 0071



子どもの心のケア事業

- 被災した児童や保護者等に対する心のケアを行います。
- 県外へ避難した家庭への支援の避難先自治体への委託や、ふくしま子ども支援センターの設置により、県内外で子育てをしている家庭が安心して子育てできるよう取り組んでいます。
- 支援者同士のネットワーク化を図り、情報を共有できるよう取り組んでいます。

問 福島県庁 児童家庭課 ☎024-521-8665



地域の再生に向けた動きを伝える 「ふるさとの今」

このコーナーでは、再生に向かうふるさとの現在の様子をご紹介します。今回は、広野町からのレポートをお届けします。



広野町 公設商業施設「ひろのてらす」がオープンしました

平成28年3月5日、広野町役場前に「ひろのてらす」がオープンしました。

「ひろのてらす」という名前には、「広野町の小高い丘(テラス)から、暮らしを、そして未来を明るく照らす、心くつろぐ憩いの場にしたい」という願いが込められています。

施設内では、「イオン広野店」、「創新リフォーム」、「麺や山猿」、レストラン「CUCCINA(くっちいーな)」、「クリーニングマーティー広野店」の5店舗が営業します。休憩スペースも設けられ、帰還された町民の皆さまのコミュニティづくりの場として利用されることも期待されます。

この日は、待望の施設のオープンに、多くの町民らが開店前から行列をつくり、店内は買い物をする客や食事をする客などで一日中賑わいました。

この施設のオープンにより、町の買い物環境が回復され、広野町の復興がまた一歩前進します。



福島県観光キャンペーン2016(アフターDC)がはじまります!

キャンペーン開催期間 平成28年4月1日(金)～6月30日(木)

昨年開催された国内最大級の観光キャンペーン「ふくしま destinations キャンペーン」で生まれた様々な観光メニューを引き続きお楽しみいただくため、今年も春の観光キャンペーンを開催します。4つの周遊イベントも実施しますので、ぜひこの機会に、県内をもう一度旅してみたいかがでしょうか。

食+温泉巡り

ふくしまの食と温泉など738か所もの参加施設をクーポン特典を受けながらお得に巡ろう。さらに、スタンプを集めて応募すると抽選で豪華賞品をプレゼント。

プレゼント&クーポンキャンペーン2016
1月15日(金)～12月31日(土)

酒蔵巡り

魅力あふれる福島県内の約50か所の酒蔵を巡ってポイントを集めよう。集めたポイントにより、抽選で素敵な賞品が当たります!

ふくしま酒蔵巡りスタンプラリー
3月12日(土)～11月6日(日)

歴史+街なか巡り

宝の地図を手がかりに、福島県内各地に隠された宝箱を探し宝探しゲーム。発見者には、素敵な特典のほか、抽選で豪華賞品をプレゼント。

リアル宝探しイベント in 福島 コードF-6
3月18日(金)～10月30日(日)

花巡り

福島県内7エリア200か所の花の名所にあるスタンプを集めて、豪華プレゼントをもらおう!

花の王国ふくしま キピタンフラワースタンプラリー2016
3月19日(土)～6月30日(木)

問 福島県観光復興キャンペーン委員会(事務局:福島県観光交流課) ☎024-521-7398

原子力損害賠償

東京電力コールセンター及び損害賠償相談窓口一覧

東京電力では、原子力損害賠償の請求手続等に係る問い合わせに対応するため、以下のとおり福島原子力補償相談室(コールセンター)及び損害賠償相談窓口を開設しています。なお、コールセンターに関しては、4月1日から受付時間に変更されますので、ご注意ください。

【福島原子力補償相談室(コールセンター)】

原子力損害賠償全般に関して	0120-926-404
土地・建物・家財に関して	0120-926-596
自主的避難等に関して	0120-993-724
耳が不自由な方へのFAXによるお問い合わせ受付番号	0120-722-251

受付時間 4月1日から
午前9時～午後7時(月～金曜日(休・祝日を除く))、午前9時～午後5時(土・日曜日及び休・祝日)



【賠償相談窓口】(4月1日以降)

市町村名	住 所	受 付 時 間
福 島 市	福島市森合町14-11	午前9時～午後5時(月～土曜日(休・祝日を除く))
南 相 馬 市	南相馬市原町区大木戸字金場77(ジャスコビル内)	午前10時～午後4時(月～土曜日(休・祝日を除く))
	南相馬市鹿島区寺内字迎田22(万葉ふれあいセンター内)	午前10時～午後4時(月～土曜日(休・祝日を除く)) ※一般相談のみ
川 俣 町	川俣町大字鶴沢字馬場8-1	午前9時～午後5時(月～土曜日(休・祝日を除く))
二 本 松 市	二本松市若宮2-150-3	午前9時～午後5時(月～土曜日(休・祝日を除く))
郡 山 市	郡山市駅前2-11-1(ビックアイウエスト1F)	午前9時～午後5時(月～土曜日(休・祝日を除く))
田 村 市	田村市船引町船引字館柄前65	午前9時～午後5時(月～土曜日(休・祝日を除く))
会津若松市	会津若松市インター西52(会津アピオ内)	午前9時～午後5時(月～金曜日(休・祝日を除く))
広 野 町	広野町大字下北迫字東町236-1(東京電力株式会社東町社宅集会所)	午前9時～午後4時(月～土曜日(休・祝日を除く)) ※一般相談のみ
い わ き 市	いわき市平字大町7-2 明治安田生命いわきビル1F	午前9時～午後5時(月～土曜日(休・祝日を除く))
	いわき市小名浜西299 いわき市植田町中央1-15-1 水野ビル1F	午前9時～午後4時(月～金曜日(休・祝日を除く)) ※一般相談のみ
白 河 市	白河市高山西162-21	午前9時～午後5時(月・水・金曜日(休・祝日を除く))
仙 台 市	仙台市青葉区一番町4-6-1 仙台第一生命タワービル1F	午前10時～午後4時(火～木曜日(休・祝日を除く))

「ふくしまの今が分かる新聞」バックナンバーはこちら



編集後記

震災から5年度目の春の訪れとともに、花の王国ふくしまに、また桜の季節が巡ってきます。5年前の春、ひっそりと、しかし力強く咲く桜の花に、勇気づけられた方も多かったのではないのでしょうか。あれから5年、ふくしまの復興と歩を合わせるように、桜を見に訪れる方も年々増えてきています。ひとつの節目を迎えようとしている今年の春、咲き誇る桜の花は何を語りかけてくれるのでしょうか。【トヨ】